

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告示	〇 悪臭防止法の規定に基づき規制地域を指定し、及び規制基準等を定める件の一部を改正する件 三五	〇 悪臭防止法の規定に基づき規制地域を指定し、及び規制基準を定める件 三六	〇 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 三六	〇 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件 三七	〇 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があった件二件 三七	〇 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所 三九
告示	在が不分明のため当該通知の内容を掲示する件 三八	〇 土地改良事業計画を変更すること を適当と決定した件 三八	〇 道路の区域を変更する件 三九	〇 道路の供用を開始する件 三九	〇 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 三九	〇 落札者を決定した件 三九
公 告	〇 随意契約の相手方を決定した件 三九	福 島 県 人 事 委 員 会 〇 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 三九	〇 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 三九			

告 示

福島県告示第五百九号

悪臭防止法の規定に基づき規制地域を指定し、及び規制基準等を定める件(平成八年福島県告示第三百二十九号)の一部を次のように改正し、平成二十四年三月一日から施行する。その関係図面は、福島県生活環境部環境保全総室水・大気環境課、福島県北地方振興局県民環境部環境課、福島県中地方振興局県民環境部環境課、福島県南地方振興局県民環境部環境課、二本松市役所市民部生活環境課、鏡石町役場健康福祉課及び塙町役場民課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

方振興局県民環境部環境課、二本松市役所市民部生活環境課、鏡石町役場健康福祉課及び塙町役場民課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

前文中「福島県生活環境部環境保全領域大気環境グループ」を「福島県生活環境部環境保全総室水・大気環境課」に改める。

一の項中「東白川郡鮫川村」を「東白川郡塙町、同郡鮫川村」に改める。

別表二本松市の部B区域の項中

木藤次郎内の区域(第一種住居地域、第二種住居地域を除く。)

住居地域及

を

木藤次郎内の区域(第一種住居地域、第二種住居地域及び工業地域を除く。)

米沢の区域のうち、字観音堂の区域(水原川及びその河川敷の区域を除く。)及び字原向(六十九番地、七十番地一、七十一番地一、七十四番地一、七十四番地三、七十四番地四、七十五番地一、七十六番地、七十七番地、八十二番地、八十三番地、百五十一番地及び百五十二番地に限る。)の区域

に改める。

別表岩瀬郡鏡石町の部A区域の項及びB区域の項を次のように改める。

A 区域	B 区域
一 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域 二 鏡沼、本町及び岡ノ内の区域(市街化調整区域に限る。)	一 準工業地域 二 高久田、緑町、旭町、東町、笠石及び中町の区域(市街化調整区域に限る。) 南高久田の区域(町道鏡田五十八号線境界線以南であって町道鏡田五十六号線境界線及び町道鏡田四百九十九号線境界線以西の区域に限る。) 池ノ原の区域(町道鏡田四百九十九号線境界線及び町道鏡田四百八十七号線境界線以西の区域に限る。) 笠石原町の区域(町道笠石二百二十七号線境界線以西であって町道笠石二百二十六号線境界線以北かつ町道久来石行方蓮池西線境界線以東の区域に限る。)

羽鳥の区域（市街化調整区域かつ県道成田鏡田線境界線以北であつて町道笠石二百五十六号線境界線以西の区域に限る。）
 五斗蒔町の区域（町道鏡田仁井田線境界以南の区域に限る。）

別表西白河郡矢吹町の項の次に次のように加える。

東白川郡 埴町	B区域	大字常世中野、大字常世北野、大字中塚、大字板庭及び大字竹之内の区域 大字川上の区域（字東平（一番一から一番五までに限る。）の区域を除く。）
------------	-----	--

（水・大気環境課）

福島県告示第五百十号

悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号。以下「法」という。）第三条及び第四条第二項の規定により次のとおり工場その他の事業場（以下単に「事業場」という。）における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物の排出を規制する地域（以下「規制地域」という。）を指定し、並びに当該規制地域における規制基準を定め、平成二十四年三月一日から施行する。その関係図面は、福島県生活環境部環境保全総室水・大気環境課、福島県北地方振興局県民環境部環境課、福島県相双地方振興局県民環境部環境課、南相馬市役所市民生活部環境衛生課及び伊達市役所市民生活部環境防災課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 指定する規制地域

市町村名	規 制 地 域
南相馬市	鹿島区南海老の区域のうち、字北原、字西畑、字大森、字北町、字南町、字竹ノ内、字釜前、字福田、字竹ノ内前及び字中谷地の区域 鹿島区北海老の区域のうち、字大森の区域
伊達市	大字伏黒の区域（県道保原桑折線北側境界線以南及び阿武隈川南側境界線以北の区域を除く。） 保原町の区域のうち、字豊町及び字八幡町の区域、字柏町の区域（第一種住居地域を除く。）、字宮内町及び字小幡町の区域並びに字中瀬町の区域（市道清水町八幡町線西側境界線以東の区域を除く。）

備考 この表において、「第一種住居地域」とは、都市計画法（昭和四十三年法律

第百号）第八条第一項の規定により同項第一号に掲げる地域として定められた地域をいう。

二 規制地域における規制基準

1 事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物である気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準
 一の表の規制地域ごとにそれぞれ次の表に定める大気の臭気指数（法第二条第二項に規定する臭気指数をいう。以下同じ。）を許容限度とする。

規 制 地 域	臭 気 指 数
一の表南相馬市の項に掲げる地域	十三
一の表伊達市の項に掲げる地域	十五

2 事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物である気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準
 二の一の表の上欄に掲げる規制地域ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる臭気指数を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）第六条の二に規定する方法により算出される臭気排出強度（法第四条第二項第二号に規定する臭気排出強度をいう。）又は排出気体の臭気指数を許容限度とする。

3 事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物である水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準
 二の一の表の上欄に掲げる規制地域ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる臭気指数を基礎として、悪臭防止法施行規則第六条の三に規定する方法により算出される排水の臭気指数を許容限度とする。

（水・大気環境課）

福島県告示第五百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十三年十月二十八日から平成二十四年二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十三年十月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カワチ薬品福島北店 福島県福島市笹谷字中谷地十一番一ほか九筆

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏

名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社カインズ

代表者の氏名 代表取締役 土屋 裕雅

住所 群馬県高崎市高関町三百八十番地
2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社カワチ薬品

代表者の氏名 代表取締役 河内 伸二

住所 栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地
三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年六月十五日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千七百九十七平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 七十五台

2 駐輪場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 五十二台

3 荷さばき施設の位置及び面積
(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 五十平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 二十三立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前九時

(二) 閉店時刻 午後九時四十五分

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(一) 数 三か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで

七 届出年月日
平成二十三年十月十四日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年十月二十八日から平成二十四年二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年十月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

曾根田ショッピングセンター 福島県福島市曾根田町十二番地一

二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日
平成二十三年十月五日

四 届出年月日
平成二十三年十月二十日

五 届出をした者
株式会社福島まちづくりセンター

(「別紙書面」は省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年十月二十八日から平成二十四年二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年十月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

中町再開発ビル 福島県郡山市中町七番地ほか

二 変更しようとする事項
1 駐車場の位置

(変更前) 別紙図面のとおり

2 (変更後) 別紙図面のとおりに
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) (一) 数 二十三か所
(二) 位置 別紙図面のとおりに
(変更後) (一) 数 三十一か所
(二) 位置 別紙図面のとおりに

三 変更しようとする年月日
平成二十四年六月五日
届出年月日

四 平成二十三年十月四日
届出をした者

五 株式会社うすい百貨店ほか十七名(別紙書面のとおりに
「別紙図面」及び「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年十月二十八日から平成二十四年二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年十月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品白河店 トレンドプラザ トレンドビル 福島県知事 佐藤 雄 平
番地一ほか 福島県白河市昭和町百八十八

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) (一) 開店時刻 午前九時
(二) 閉店時刻 午後八時
(変更後) (一) 開店時刻 午前九時
(二) 閉店時刻 午後九時四十五分

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前八時三十分から午後八時三十分まで
(変更後) 午前八時三十分から午後十時まで

三 変更しようとする年月日
平成二十三年十月二十二日

四 届出年月日

平成二十三年十月十四日
届出をした者
株式会社カワチ薬品 有限会社遠藤商事
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、当該通知の内容を鮫川村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十三年十月二十八日
福島県知事 佐藤 雄 平

一 所在の不明な者の氏名
岡部 繁

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十三年農林水産省告示第八百七十七号)によること。
(森林保全課)

福島県告示第五百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、愛谷堰土地改良区が愛谷堰地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十三年十月二十八日
福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間
平成二十三年十月三十一日から
同 年十一月二十一日まで (二十二日間)

三 縦覧の場所
いわき市役所
(農村計画課)

福島県告示第五百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

ついで道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十三年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一・二二号	喜多方市関柴町西勝字 西原一番一地从先から 同 市関柴町西勝字 西原二六八番一地从先ま で	変更前	二四・五〇	三六七・〇
		変更後	二四・五〇 二〇九・〇	三六七・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県津若松建設事務所で平成二十三年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道二五二号	大沼郡三島町大字早戸字小津巻六九番地先 から 同 郡同 町大字早戸字湯ノ平六七四番二 一地从先まで	平成二十三年一〇 月二二日

(道路計画課)

公 告

公告第九十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年十月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 申請のあった年月日
平成二十三年十月十七日
- 名称
特定非営利活動法人 FUKUSHIMA いのちの水
代表者の氏名
奥山 實
- 主たる事務所の所在地
福島県郡山市安積一丁目三番地の五
- 定款に記載された目的
この法人は、福島県内の妊産婦及び乳幼児、並びに保育園幼稚園児に対して、義援物資のミネラルウォーターを無料配布する事業を行い、将来的に危惧される子ども放線線の発生の予防に寄与することを目的とする。加えて、放射能災害に対する各種セミナー及び啓蒙活動を行うことを目的とする。

(文化振興課)

公告第198号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける平成23年度福島県住宅及び建築物アセスメント台帳整備業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成23年10月28日

福島県知事 佐藤 雄平

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成23年度福島県住宅及び建築物アセスメント台帳整備業務 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日
平成23年10月11日
- 落札者の氏名及び住所
国際航業株式会社 東京都千代田区六番町2番地
- 落札金額
48,720,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
平成23年8月30日

(土木総務課)

公告第199号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県事業執行管理システム機器の賃貸借について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の1第1項の規定により公告する。
平成23年10月28日

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
福島県事業執行管理システム機器 一式
福島県知事 佐藤 雄平
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年6月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区芝五丁目29番11号
- 5 随意契約に係る契約金額
176,925,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成23年5月13日
- 8 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号該当
(土木総務課)

福島県人事委員会

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月二十八日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第二十号

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年福島県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。
別表伊達市の項中「副総合支所長 つぎだて花工房所長」を「副総合支所長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十三年十月二十八日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第二十一号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年福島県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)